



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日本フェルト株式会社
代表者名 取締役社長 大山 芳男
(コード番号 3512 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 金澤 滋
(TEL. 03-5993-2030)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 25 年 5 月 14 日開催の当社取締役会におきまして、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 149 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役会を活性化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の定員を減員するとともに、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。また、これにともない、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。(変更案第 17 条・第 19 条)
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会により行うことができる旨の規定を新設し、併せて同規定の一部と内容が重複する規定の削除を行うものであります。(変更案第 32 条・第 33 条、現行定款第 7 条・第 32 条)
- (3) 社外取締役及び社外監査役として適切かつ有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 24 条・第 30 条)
なお、変更案第 24 条(社外取締役との責任限定契約)を新設する議案の提出につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (4) その他、上記各変更にもなう条数の変更、必要な文言の加除等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p>

<p>第 8 条 ～ (条文記載省略) 第 1 7 条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 1 8 条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。 (選任) 第 1 9 条 (条文記載省略) (任期) 第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 2 1 条 ～ (条文記載省略) 第 2 4 条</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 5 条 ～ (条文記載省略) 第 2 9 条</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 3 0 条 (条文記載省略) (新設)</p>	<p>第 7 条 ～ (現行どおり) 第 1 6 条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 1 7 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 (選任) 第 1 8 条 (現行どおり) (任期) 第 1 9 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第 2 0 条 ～ (現行どおり) 第 2 3 条</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 2 4 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役との間に締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 5 条 ～ (現行どおり) 第 2 9 条</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 3 0 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 3 1 条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 3 2 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
--	--

<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第31条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) <u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) <u>第33条</u> (条文記載省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第33条</u> ①当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第34条</u> (現行どおり)</p>
---	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月27日予定
定款変更の効力発生日	平成25年6月27日予定

以 上